

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年7月1日制定  
公益社団法人宮城県トラック協会

## (目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会（以下「宮ト協」という。）は、事業者トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予防に効果があると思われる安全装置等を導入する事業に対して助成金を交付する。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに安全装置等を導入するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る。) (以下「事業者」という。) とする。

## (対象装置)

第3条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とする。ただし、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコールチェッカーは、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限る。

### (1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。なお、装置の装着に当たっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ①後退時の後方視野が確保できること。
- ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

### (2) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置

呼気吹込み式アルコールインターロック装置は国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

### (3) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコールチェッカー

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコールチェッカーは、別に定める基準を満たす通信機器を有し、又は携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

## (助成金額)

第4条 助成金額は、購入価格（消費税を除く。）とする。ただし、1機当たりの上限を5万円とし、1事業者10機を限度とする。

なお、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金は交付しない。

## (助成金交付申請)

第5条 事業者は、安全装置等導入に対する助成を申請する場合、様式1の「安全装置等導入促進助成金交付申請書」により助成金交付の申請をする。

受付期間は、2019年4月1日から2020年2月7日まで(予算枠に達したときは、その時点まで)とする。

(助成金の交付決定)

第6条 宮ト協は、申請書類を審査し助成金を交付すべきものと認めるとき、様式2の「安全装置等導入促進助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。宮ト協は、通知に際して必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 事業者は、安全装置等導入が完了したときは、2020年2月28日までに、様式3の「安全装置等導入促進実績報告書(助成金交付請求書)」を宮ト協に提出し、導入報告と助成金の請求をする。

(助成金交付)

第8条 宮ト協は、前条の導入報告及び交付請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、交付の決定内容及び付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第9条 交付決定後、申請内容の変更若しくは取下げる場合は、様式4の「安全装置等導入促進助成申請(変更・取下)届出書」を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 事業者は、交付対象となった安全装置等が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は2019年4月1日から施行する。

安全装置等導入促進助成金交付申請書

年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

所在地  
申請者名称  
代表者氏名

印

「安全装置等導入促進助成金交付要綱」第5条に基づき、助成金の交付について申請します。  
記

1. 助成申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(内訳)

(注) 1機5万円限度、1事業者10機限度

導入機器				購入単価 (消費税を除く)	機数	申請額 (1機当たり助成)×機数
記号	メーカー名	機器名	型式			
A				円		円
B				円		円
合計						(千円未満切捨て) 円

※添付資料 ①見積書(写) ②機器を装着する車両の検査証(写)、新車の場合は注文書(写) ③誓約書

2. 導入明細

番号	導入支店・営業所	購入・リース別	機器を装着する 車両の登録番号	装着する 記号 AB	導入予定日
1		購入・リース			年 月 日
2		購入・リース			年 月 日
3		購入・リース			年 月 日
4		購入・リース			年 月 日
5		購入・リース			年 月 日

※6機以上導入の場合は別紙に追記。

3. 担当者名

担当者名	
TEL番号	— —
FAX番号	— —

【様式2】

年 月 日

安全装置等導入促進助成金交付決定通知書

上記の交付申請について、「安全装置等導入促進助成金交付要綱」第6条に基づき、助成を決定したので通知します。

公益社団法人宮城県トラック協会

様式1の別紙 6機以上導入の場合に使用

2. 導入明細 (続く 内訳)

番号	導入支店・営業所	購入・リース別	機器を装着する 車両の登録番号	装着する 記号 <b>AB</b>	導入予定日
6		購入・リース			年 月 日
7		購入・リース			年 月 日
8		購入・リース			年 月 日
9		購入・リース			年 月 日
10		購入・リース			年 月 日

※添付資料 ①見積書(写) ②機器を装着する車両の検査証(写), 新車の場合は注文書(写) ③誓約書

【参考書式】

年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

所在地

申請者名称

代表者氏名

⑩

誓約書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）  
ことをお誓いいたします。

記

1. 機器名 .....

2. 導入台数 .....機

3. 装着車両 .....  
.....  
.....

4. 導入(予定)年月日 .....年 月 日



様式3の別紙

6機以上導入の場合に使用

2. 導入明細 (続く 内訳)

番号	導入支店・営業所	購入・リース別	機器を装着した 車両の登録番号	装着した 記号 <b>AB</b>	導入完了日
6		購入・リース			年 月 日
7		購入・リース			年 月 日
8		購入・リース			年 月 日
9		購入・リース			年 月 日
10		購入・リース			年 月 日

様式4(第9条関係)

## 安全装置等導入促進助成申請(変更・取下)届出書

年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

所在地  
請者名称  
代表者氏名

㊟

年度の安全装置等導入促進助成金交付申請については、下記のとおり(変更・取下)するので、「安全装置等導入促進助成金交付要綱」第9条に基づき、届け出ます。

記

### 1. 変更・取下理由及び内容

変 更	(1) 申 請 日	年 月 日
	(2) 変 更 理 由	
	(3) 変 更 内 容	
取 下	(1) 申 請 日	年 月 日
	(2) 取 下 理 由	
	(3) 取 下 機 数	
	(4) 取 下 金 額	

※添付書類 申請書(写)

### 2. 担 当 者

担 当 者 名	
T E L 番 号	— —
F A X 番 号	— —

【様式5】

年 月 日

#### 安全装置等導入促進助成申請(変更・取下)承認通知書

上記の申請について、「安全装置等導入促進助成金交付要綱」第9条により、(変更・取下)を承認したので通知します。

公益社団法人宮城県トラック協会